階層

第1

第2

第2

母子

第3

第3

母子

第4

第5

第6

第7

令和元年度

令和元年度

(4月~8月は、平成30年度)

市町村民税課税世帯

対象となる期間

入所児童の属する世帯の階層区分

生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後

の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

定

(4月~8月は、平成30年度)

市町村民税非課税世帯

義

ひとり親世帯等

以外の世帯

★ひとり親世帯等★

所得割課税額

48.600円未満

★ひとり親世帯等★

所得割課税額

48,600円未満

所得割課税額

97,000円未満

所得割課税額

169,000円未満

所得割課税額

301,000円未満

所得割課税額

397.000円未満

4歳以上児

保育標準時間 保育短時間

0

0

8,250

6,000 0

27,000 (13,500

令和元年9月~令和2年8月分

令和元年度 市町村民税額

16,300 8,150 0:

6,000 0 0

26,600 (13,300

29,120 (14,560)

6,000 0) 0>

徴収金基準額(月額)

3歳児

保育標準時間 保育短時間

0

0

16,500

8,250

6,000

0

Ŏ:

,000 ,500)

16,300 8,150) 0>

6,000

36,030 (18,010) < 0>

Ŏ

保育児童課(☎内線319

問い合わせ

86,780 所得割課税額 第8 397.000円以上

3歳未満児

保育標準時間 保育短時間

0

0

9,000

19,300

9,650)

9,000

29,600 14,800)

78,800 39,400)

 Ω

0)

 Ω

Ŏ>

9,000

9,000

30,000 15,000

40,000

平成31年4月~令和元年8月分

(0) <0

平成30年度 市町村民税額 階層決定の対象とする税額 備考1 平成31年4月1日現在の入所児童の年齢により、保育料を算定する。

2 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育料は、次のとおりとなる。

※表中の所得割課税額は、住宅取得控除等の税額控除を受ける場合、その控除を受ける前の税額となります。

また、多子世帯の軽減として、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、小学校以上の子も含め、最年長の 子から順に第1子、第2子…とみなして算定する。ただし、上の子の年齢や勤務状況により、生計を一とすると認められない場合は、 軽減対象外。

- ① 第1子………上段の金額 ② 第2子…………()の金額 ③ 第3子以降………< なお、同一世帯から2人以上の小学校就学始期に達するまでの児童が保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、特別支援学校幼 稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合も算定対象人数に含む。
- 3 ひとり親世帯等(障がい者世帯を含む)の認定については、国が別に示した基準どおりとする。 また、ひとり親世帯等の軽減として、第4階層のひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯について は、小学校以上の子も含め、最年長の子から順に第1子、第2子…とみなして算定し、第3母子階層の金額となる。ただし、上の子の 年齢や勤務状況により、生計を一とすると認められない場合は、軽減対象外。

幼稚園等(1号認定)保育料表

単位:円

払

入所児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人などの円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0
第2	令和元年度(4月~8月は、平成30年度) 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	ひとり親世帯等以外の世帯	3,000 (0) < 0>
第2母子		★ひとり親世帯等★	0
第3	令和元年度(4月~8月は、平成30年度) 市町村民税課税世帯	所得割課税額 77,100円以下	10,100 (5,050) <
第3母子		★ひとり親世帯等★ 所得割課税額 77,100円以下	3,000 (0) < 0>
第4		所得割課税額 211,200円以下	20,500 (10,250) < 0>
第5		所得割課税額 211,201円以上	25,700 (12,850) < 0>

※表中の所得割課税額は、住宅取得控除等の税額控除を受ける場合、その控除を受ける前の税額となります。

備考1 小学校3年以下の範囲において、最年長の児童から順に第1子、第2子…とみなして算定する。

なお、多子世帯の軽減として、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯は、小学校4年以上の子も含め、最年長の子から 順に第1子、第2子…とみなして算定。ただし、上の子の年齢や勤務状況により、生計を一とすると認められない場合は、軽減対象外。 ① 第1子………上段の金額 ② 第2子…………()の金額 ③ 第3子以降………< >の金額

- 2 ひとり親世帯等(障がい者世帯を含む)の認定については、国が別に示した基準どおりとする。
 - また、ひとり親世帯等の軽減として、第3母子階層で市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯は、小学校4年以上の子 も含め、最年長の子から順に第1子、第2子…とみなして算定し、第1子は半額、第2子以降は無料となる。ただし、上の子の年齢や 勤務状況により、生計を一とすると認められない場合は、軽減対象外。
- 3 本市から利用する施設に対し、各世帯の保育料について通知します。保育料は利用する施設への支払いとなります。
- 4 保育料とは別に、施設設置者が定める費用を負担していただく場合があります(通園バス代、制服代などの実費や経費など)
- ★寡婦控除のみなし適用について★

未婚のひとり親(婚姻歴のないひとり親)は、保育料算定に寡婦控除をみなし適用し、保育料が安くなる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

() 内 市 適 民税の 新 用 ħ 課税状況 へ移行する幼 ゚゙ます。 に応じて幼稚園就園奨励費補助 稚 溒 は あ (I ませ 従来どおり、 の対象となりま 各幼稚 溒 が定める保育料

-を 支

す。 育 な 所 お、 幼 左記 稚 園 \bar{O} (保育料: 認定 こども は 新制 園 などの 度に移行する 保育料 ゙゙゙ゕ゙゙ 決定 市 外の 幼 ま 稚 たの 園 などを利用 へ お 知らせ ゚゙する